意見第 ５ 号

政治分野への男女共同参画を推進するための法整備を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第１４条の規定により提出します。

２０１７年６月１６日

提出者　久喜市議会議員
川　辺　美　信
渡　辺　昌　代
賛成者　田　中　勝

久喜市議会議長　柿　沼　繁　男　様

政治分野への男女共同参画を推進するための法整備を求める意見書

今年は女性参政権行使から７１年になる。しかし、列国議会同盟（ＩＰＵ）の世界女性国会議員データ（２０１６年１１月１日現在）によると、世界全体で女性議員の割合は、下院２３．０%、上院２２．４%であるが、日本は衆議院９．３%（１９３カ国中１５９位）、参議院２０．７%（７７カ国中４１位）と極めて低い現状にある。

自治体議会においても、都道府県議会議員のうち女性議員は２６３人（９．９%）、市区町村議会議員のうち女性議員は３，９０７人（１２．９%）（総務省調査、２０１６年１２月３１日現在）にすぎず、女性議員が一人もいない「女性ゼロ議会」は、２０．６%（市川房枝記念会女性と政治センター調査、２０１５年６月現在）にも上っている。

社会経済情勢が大きく揺れ動き、ディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）、少子化、高齢社会、社会保障、食糧・環境問題など重要な政治課題について、公平で持続的な施策が求められるなか、政策決定の場に女性の参画は不可欠である。また、現政府は、女性の活躍推進を大きく掲げており、女性議員の増加はまさに焦眉の課題にほかならない。

諸外国に目を向けると、女性の議員を増やすための法制度を整備している国々は、目覚ましい効果をあげており、日本も学ぶべきである。よって、国会及び政府に対し、下記の事項を要望する。

記

一、　国・自治体の両議会において、女性議員の増加を促し、政策の立案・決定に男女が共同して参画する機会を確保する「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を速やかに進めること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

久　喜　市　議　会

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
総　　務　　大　　臣　　あて
法　　務　　大　　臣
内閣府特命担当大臣
（少子化対策、男女共同参画）
内閣府特命担当大臣
（　地　方　創　生　）